

# 羽生市まちづくり自治基本条例の 見直しに関する報告書

～誰もが幸せを感じる、住み続けたいまちの実現に向けて～

平成27年1月

羽生市まちづくり自治基本条例委員会

## 報告にあたって

「羽生市まちづくり自治基本条例」は、「市民が主役のまちづくり」を推進することを目的に、平成22年4月1日に施行されました。

以来、この条例は、羽生市におけるまちづくりの最高規範、いわば「羽生市の憲法」として、市政運営にその趣旨が最大限尊重され続けてきました。

条例の施行から4年半が経過し、この間、地域の防犯、防災活動においては「自助」「共助」「公助」という言葉も生まれ、羽生市らしい自治の息吹が芽生え始めたことは言うまでもありません。

一方で条例は、条例をとりまく環境の変化に自らを順応させるため、施行後5年を超えない範囲ごとに見直しを行うことを我々に期待しています。

この度「羽生市まちづくり自治基本条例委員会」は、条例のこの期待に応えるべく設置され、条例の見直しに関する慎重な審議を重ねてまいりました。

この報告書は、その審議における検討結果を取りまとめたものとなります。

市は、この報告書に関し市民からの意見を広く聴き入れるとともに、市議会と十分に協議のうえ、見直しに当たっては本報告書の趣旨を尊重くださるようお願い申し上げます。

芽吹いた羽生市の自治の息吹が、大きな枝葉となり、やがて実を実らせるための活力に本報告書がお役に立てれば幸いです。

### 羽生市まちづくり自治基本条例委員会

委員長 入江 建夫

副委員長 荒木 秀雄

委員 浜本 由理

委員 増田 敏雄

委員 榊 元治

委員 蜂須 直己

委員 斉藤 隆

委員 齋藤 淳

委員 田沼 利之

委員 三枝 厚之

# 目次

1	はじめに	1
2	羽生市まちづくり自治基本条例の見直しに対する考え方	
	（1）見直しの進め方	1
	（2）見直しの判断材料	2
	（3）各委員の見直しに関する意見の収集及び検討結果	2
	（4）条例の普及啓発	4
3	まとめ	5
4	附属資料	
	（1）委員名簿	
	（2）羽生市まちづくり自治基本条例委員会運営要綱（平成26年7月1日施行）	

## 1 はじめに

羽生市のまちづくりの基本原則と仕組みを明文化した「羽生市まちづくり自治基本条例」は、施行後5年を超えない期間ごとに、施行状況について見直しを行うこととしている（条例第42条）。さらに、当該見直しを行うときは、「羽生市まちづくり自治基本条例委員会」を組織し、条例の見直し等の意見を聴くものと規定している（同第43条）。

この条例は、平成22年4月1日施行であることから、平成27年4月1日が5年経過、すなわち、見直すべき期限は今年度をもって満了する。

したがって、これらの規定に従い、今年度を自治基本条例検証期限最後の年として、施行当時と現在において条例を取り巻く環境がどのように変化したか、そしてその変化に対し条例をどのように変化させたらよいかに着目し、市に報告書を提出することとした。

## 2 羽生市まちづくり自治基本条例の見直しに対する考え方

### （1）見直しの進め方

見直しは、第1回の委員会において、全3回の委員会開催及び市民意見公募（以下「パブリックコメント」という。）の実施により進めることと決定された。

また、今回の見直しの結果、条例を改正すべきと市へ報告することとなった場合、実際の条例改正には市議会の可決を必要とするが、前述のとおり本年が見直し期間最後の年度にあたることから、平成27年3月定例市議会上程を目標とし、審議を行うこととした。

慎重な審議の結果、第2回目の見直し素案の検討に多くの時間を要したため、結果的に計4回の審議により報告書を作成することとなった。

### 【検討作業工程】

日付	場所	主な会議内容
平成26年 9月26日（金）	市役所 201会議室	第1回委員会 条例を取り巻く環境変化の把握
10月31日（金）	市役所 201会議室	第2回委員会 見直し素案の具体的検討（1回目）
11月16日（日）	パープル羽生 第1研修室	第3回委員会 見直し素案の具体的検討（2回目）
12月1日（月）から 12月19日（金）まで	市内12施設 市ホームページ	パブリックコメントの実施
平成27年 1月16日（金）	市役所 201会議室	第4回委員会 報告書の作成 市長への報告書提出

## (2) 見直しの判断材料

見直しにあたっては、条例が施行されてから現在までの環境の変化を把握する必要がある。

このため、第1回委員会では、羽生市まちづくり自治基本条例委員会の委員のうち、第3号委員（識見者）であり、平成22年当時本条例の策定委員でもあった趙元済委員（駒澤大学法科大学院教授）による「条例を見直すにあたって～条例を取り巻く環境の変化～」と題された講義を受け、現条例の規定のうち時代の流れとともに加除すべき箇所はないか、あるいは変更すべき規定はないかについて抽出することとした。

この結果、委員の多くが着目し、重複した見直し案の傾向として、①高齢化社会②子どもの安全安心③自助力・共助力の向上が挙げられる。実際の見直し案とその検討結果を次項に掲載した。

## (3) 各委員の見直しに関する意見の収集及び検討結果

第2回及び第3回委員会では、事前に各委員が提出した条例の見直し点（資料2）を検証し、自由な意見交換を行った。

ここでは、収集された意見を種類別に分類し、検討結果を以下に記す。

### ① 平易な条文への改正

#### 【提案の趣旨】

条文によって、理解するのが難しい表現がある。文章の流れがよい表現に改めるべきである。

#### 【検討結果】

誰もが読んでわかりやすい条文を作ることは重要である。しかし、一方で誰もが条例を読んで同じ解釈になるような作り込みを目指すとは、必然的に難解な条文になってしまう。これは、多義文に解釈されることを嫌う行政文書ではやむをえないことである。使用されている語句にはそれぞれに意味があり、綿密な構成による表現がとられている。

また、本条例が最高法規であるという性質上、表現改正には慎重にならざるをえない。

したがって、今回の審議結果では、5年前の策定委員の意見を尊重することで一致した。

### ② 基本原則の追加

#### 【提案の趣旨】

市の活性化・振興には、文化芸術の発展・振興が不可欠であるとの理念のもと、文化芸術振興の原則を追加すべきである。

高齢化社会を迎える現在の問題に対応するため、支援体制を整える原則を追加すべきである。

#### 【検討結果】

今回の見直しにおいて、数ある諸問題のうち高齢化社会への対応のみを特化して規定することは、最高法規には適さず、また、高齢者や要援護者に対する支援は、市総合振興計画に施策が盛り込まれていることから、提案の趣旨は、当該計画に委任するとの理由で採用は見送ることとした。

一方、「文化・芸術の振興」を基本原則に追加することについては、施行後条例をとりまく新たな環境の変化であり、当該規定を原則として加えることは、市の発展につながると認め、提案を採用することで意見が一致した。

したがって、当委員会では市が、条例第8条に当該基本原則を追加することを強く要請するが、具体的条文案は市に委ねる。

### ③ 市民、議員、市長及び市職員に対する責務の追加

#### 【提案の趣旨】

第3章から第5章まで規定されている市民、議会、市のそれぞれに、責務を追加すべきである。具体的には、市民に「自助・共助の努力」を、市民のうち事業者には「任意団体への加入」を、そして議員、市長及び市職員に対しては倫理規定が必要と思われる。

#### 【検討結果】

責務を追加すべきとされた対象のうち、事業者、議会及び市に個別具体的な倫理的責務を理念条例に盛り込むことは適さないとの意見で一致した。同時に議員、市長及び市職員に対しては、法令や条例に既に関係規定が網羅されていることも、本提案の採用を見送った理由の1つである。

一方で、市民の新しい責務として、「自助及び共助の実行者になる努め」を条例に追加することを認め、提案を採用することで意見が一致した。

これは、施行後5年の間に経験した震災に対する防災意識は、条例を取り巻く象徴的な環境の変化として取り上げることとしたものによる。

したがって、当委員会では市が、第13条第4項として提案の趣旨を加えることを強く要請するが、具体的条文案は市に委ねる。

### ④ 子どもの健全育成強化

#### 【提案の趣旨】

虐待及び交通事故並びにゲーム機等依存といった、子どもをとりまく諸問題に対し子どもの健全育成強化規定を追加すべきである。

#### 【検討結果】

子どもの健全育成は重要であるが、そのための具体的対応策を理念条例に盛り込むことは適さず、また、条例第11条及び第22条の規定により子どもを取り巻く諸問題にも対応できるとの意見もあり、本提案の採用については見送ることとした。

## ⑤ 多文化共生社会の認識

### 【提案の趣旨】

羽生市のまちの中にも、様々な国籍や人種の人たちが生活し、働いているようになってきている。

条例施行から5年、こうした多文化時代を迎えたことから、我々は差別、無視などをすることなく、互いの人の文化や習慣を認め、平和的、友好的な社会を目指すことが必要となってきた。

### 【検討結果】

提案の趣旨のとおり、当委員会でも羽生市の多文化化を認識することから、「多文化共生を認識する努め」を条例に追加することを認め、提案を採用することで意見が一致した。

具体的改正の方法は、国際交流についてを規定する第41条第2項を加えることを強く要請するが、条文案は市に委ねる。

## (4) 条例の普及啓発

平成22年3月、市は本条例の周知を目的にリーフレットを作成し、全戸配布したとのことである。しかし、当委員会として市民一人ひとりに本条例が周知されていることについては、多くの疑問が残ると言わざるを得ない。

地方分権化が進み、この条例は、我々は自分たちのまちの将来は自分たちで描き、地域の実情にあったまちづくりを進めていくことを目的として作られた。しかしながら、条例は作られただけでは何も変わらない。私たちは、条例制定の自己満足に陥ることなく、条例運用のための仕組みづくりを持つことが大切なのである。

市は、今回の報告を真摯に受け止め、第2次羽生市まちづくり自治基本条例を施行した際には、その内容について市民に理解してもらうため、広報等を通じ、積極的に広く市民に周知を図るよう要請する。

また、職員に対しても、条例の意義・概要について理解を深めるよう十分な動機付けを図られたい。

### 3 まとめ

今回の見直しは、本条例施行後初めての検証であり、検証方法の進め方など不明瞭な点が多かったにもかかわらず、各委員の協力のもと、多数の意見が付され、活発な委員会活動であったと言える。このことは、委員それぞれが、地方自治に対し各々の考えを持ち、それらを具体化したいことの強い表れであったと確信する。

しかしながら一方で、本条例が自治基本条例という性質上、自治の基本的制度、権利又は義務を規定した「理念」に基づくことから、内容が具体性に乏しくなりやすく、委員が期待した具体的施策を盛り込むことはなじみにくい側面があることを、結果的に見直しを行いながら気付くこととなった。

このことから、本来ならば会議の中で出た貴重な意見は、すべて報告書に記載し、本条例の改正に反映したいところではあるが、検討の結果、本報告書をもって市へ見直しの提言を行うこととした。

市は、報告書に掲載された内容はもとより、掲載にいたらなかった委員の意見を最大限尊重し、個別条例において具現化されるよう、委員一同、強く要望する。

地方自治の理想とは、私たち市民が、主権者としての自覚をもち、自らのまちは、自らで築く理念のもと行動し、結果として市民と市が力を合わせながら、まちづくりの方向性を導き出すことにある。

この報告書は、その理想を実現するための理念としてまとめたものである。次回見直しの際に過去を振り返ったとき、今回の我々の意見が、今後羽生市の自治の理想として尊重され続けられることを切に期待したい。



# 附 属 资 料



## 羽生市まちづくり自治基本条例委員会 委員名簿

任期 第1回委員会開催日から報告書作成まで

(敬称略)

委員氏名	委員区分	役職等
浜 本 由 理	公募委員 (1号委員)	東海大学非常勤講師
増 田 敏 雄	公募委員 (1号委員)	進学塾経営
荒 木 秀 雄	公共的団体代表者 (2号委員)	羽生市商工会会長
趙 元 濟	識見者 (3号委員)	駒澤大学法科大学院教授
入 江 建 夫	識見者 (3号委員)	自治会代表
蜂 須 直 巳	市議会代表 (4号委員)	市議会議員
斉 藤 隆	市議会代表 (4号委員)	市議会議員
齋 藤 淳	羽生市 (5号委員)	副市長
田 沼 利 之	羽生市 (5号委員)	総務部長
三 枝 孝 之	羽生市 (5号委員)	企画財務部長

任期における第1回委員会開催日は、平成26年9月中を予定  
報告書作成は、平成27年1月末日を期限予定

小 菅 芳 和	事務局	総務課長
佐 藤 康 夫	〃	例規選挙係
荒 木 秀 介	〃	例規選挙係



## 羽生市まちづくり自治基本条例委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市まちづくり自治基本条例（平成21年条例第30号。以下「条例」という。）第43条の規定に基づき、羽生市まちづくり自治基本条例委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の見直しに関すること。
- (2) 条例を見直した結果を市長に報告すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、条例の見直しが終了するまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

- 4 委員会は、条例の見直しのために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。